

訓令名	理由	要旨
<p>奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部改正</p>	<p>地方公務員法の改正により新設される会計年度任用職員を本規程の対象となる職員から除く等のため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員法の改正による規定整備 会計年度任用職員の服務については別に定めるものとする。 (第2条関係) 2 その他の規定整備 勤務時間の割振りについて所要の規定整備を行う。 (第3条の2関係) 3 その他所要の規定整備を行う。 4 施行期日 令和2年4月1日から施行する。

奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(適用範囲)</p> <p>第二条 この規程は、教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）に勤務する一般職に属する全ての職員（以下「職員」という。）に適用する。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の第一項に規定する会計年度任用職員については、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第三条の二 勤務時間条例第四条第二項に規定する勤務時間の割振りは、午前八時三十分から午後五時十五分まで（同項ただし書きに規定する者については、午前八時三十分から午後五時十五分までの範囲内）とする。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(職務専念義務の免除等)</p> <p>第十条の二 略</p> <p>2 職員は、地方公務員法第三十八條の規定に基づき、職務外の業務に従事しようとするときは、職務外業務従事許可願（第八号様式）により、教育長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規程は、教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）に勤務する一般職に属する全ての職員（以下「職員」という。）に適用する。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第三条の二 勤務時間条例第四条第二項に規定する勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前八時三十分から午後五時十五分までとする。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(職務専念義務の免除等)</p> <p>第十条の二 略</p> <p>2 職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八條の規定に基づき、職務外の業務に従事しようとするときは、職務外業務従事許可願（第八号様式）により、教育長の許可を受けなければならない。</p>